○農林水産省告示第千三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　主伐は、択伐による。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県一関市萩荘字栃倉六六の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県上山市・北村山郡大石田町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県上山市・東根市・北村山郡大石田町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに関係市役所及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀市甲賀町櫟野字那須ヶ原一の一から一の三まで、三の五から三の八まで、四から一七まで、四の一、一一の一、一五の一から一五の六まで、字奥笹尾二の一から二の五まで、甲賀町神字広小場一の二、一の三

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀市甲賀町神字広小場一の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

蛇堀川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六十号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県小諸市大字甲　字和久井　四一一八番九　四一一九番五　四一二一番一　四一二四番二　四一二四番四

字伊勢腰　四五五〇番七　四五五二番五　四五五一番

長野県小諸市大字加増　字西石峠　一〇一四四番一　一〇四五番一　一〇四五番三一

一〇四五番三九　五十七号及び五十八号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱六十一号から八十号までを順次結んだ線及び標柱六十一号と八十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十九年建設省告示第七百十一号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

長野県小諸市大字甲　字伊勢腰　四五五三番一　四五七二番一一　四五七二番五　四五七四番五

字伊勢平　四五七四番一　四五七四番一　五十九号

字一杯水　四五九一番一

長野県小諸市大字加増　字ケカチ　一〇〇五番三八　一〇〇五番三九　一〇〇五番四二　一〇〇五番七七　一〇〇五番四六　一〇〇五番五〇　一〇〇五番五八　一〇〇五番一〇五

一号から四号まで及び六十号から九号まで　四一一番一　四一一番二　四一二番四　十八号及び十一号から二十号まで　二十一号及び二十二号　二十三号から二十六号まで　二十七号

二十八号から三十二号まで　三十三号から四十八号まで　四十九号から五十六号まで　五十七号及び五十八号　六十号　六十一号　六十二号　六十三号から六十五号まで　六十六号及び六十七号　六十八号から七十号まで　七十一号及び七十二号　七十三号　七十四号　七十五号　七十六号　七十七号　七十八号　七十九号　八十号